

「第一次富士市公共下水道事業経営戦略プラン改定版（案）」の
パブリック・コメントに対する意見及び回答（市民からの意見）

反映結果の項目は、「1 反映する」、「2 既に盛り込み済み」、「3 今後の参考にするもの」、「4 反映できないもの」、「5 その他（案件とは無関係な意見等）」の5区分

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	不明水対策の強化について 実施目標の表は晴天時の不明水率が記載されているが、資料の詳しい根拠が不明のため判断しかねます。 1) 1日平均汚水量、1日最大汚水量、時間最大汚水量のどの資料に対する資料なのか。 2) 調査季節、調査時刻が不明です。 3) 雨天時の不明水率が不明です。 不明水対策の実態調査については、以下のとおり対策が難しい。 1) 調査費用が多分で時間を要すること。 2) 原因の特定が困難で対費用効果が期待できないこと。 晴天時の不明水は主に地下水とその他の不明水であります。雨天時の不明水は上記の2つの原因と雨水であります。雨天時の資料がないので判りませんが雨天時の不明水率は如何ほどでしょうか。	晴天時不明水率は、対象年度において前日及び当日も晴天であった日における年間処理水量の総計に対する年間不明水量の割合です。 調査季節、調査時刻は、スマートメーター等の有収水量をリアルタイムに計測できる機器を導入していないことにより把握できません。 ご質問の雨天時の不明水率ですが、降雨量の影響が大きく目標として妥当でないため、掲載をしていません。	3 今後の参考にするもの
2	雨天時の不明水率が多分多くなる原因は誤接合など排水設備に問題があります。 富士市下水道排水設備指定工事店の指導の外に富士市建設業組合、木造住宅協会等の関係団体にも指導を実施することが必要と考えます。	排水設備の対策としては、住宅、事業所等が下水道に接続する際の排水設備工事確認申請書の審査の際に雨水の誤接合の有無についても確認をしています。	2 既に盛り込み済み
3	不明水対策は、①雨水、②地下水、③その他がありますが、それぞれ有効な対策をはっきり明記してほしいものです。 過大な不明水は下水道処理施設の機能に重大な影響を与え、汚水処理費の増大につながります。 雨天時の不明水の解明が急がれます。	ご指摘の①雨水、②地下水、③その他の不明水対策については、本プランに記載している通り①既設排水設備の調査（雨水）、②管路・マンホール調査（地下水）、③排水設備指定工事店の指導（その他）の3つの対策を組み合わせています。 不明水量の増加は下水道施設に重大な影響を及ぼします。今後も継続して前述の対策を実施するだけでなく、ICT等の新技術についても有効性を確認後、積極的な導入を検討して行きたいと考えています。	2 既に盛り込み済み

4	まちづくりセンター有料化の提案の時、利用団体の意見も聞かないまま進めようとして「富士市の公共施設有料化を考える会」などの抗議などにより1年延期した経緯があります。この時の市民にあまり知られないうちに進めていたという不信感は簡単にはぬぐえません。まして「命の水」の問題です。 今回も下水道事業が、既にたくさんの部門で民間委託されていたのは知りませんでした。議会では承認されていたのですが、そこにも議員に対する不信感が生まれました。	下水処理場については、建設当初から仕様発注による管理運転委託を行っていましたが、国からPFI法に基づく性能発注の方針が示されたことにより、富士市では平成16年度から性能発注による包括委託を開始し、平成27年度からは下水管路施設についても包括委託を始めました。 また、市民向けの広報として、市ウェブサイトによる情報発信のほか、平成25年度から「たっぷり上下水道情報局」を年1回全戸配布し、周知に努めています。	3 今後の参考にするもの
5	膨大な資料を市民が読み込んで意見を言うのは至難のわざです。 広く市民の意見を求めるやり方としては認めがたいです。多くの市民が民間委託されているのは知らないと思います。	公共下水道事業のマスタープランの改定版となりますので、事業ボリュームが多いことは、ご理解いただきたいと思います。 また、できる限り要点をまとめた概要版を作成していますのでご覧ください。 今後も市民に事業をご理解いただくよう情報発信を進めていきます。	3 今後の参考にするもの
6	背景には国の方針があるのでしょうか、高い確率で予想される大規模災害（南海トラフ地震）が起きた時、膨大な被災地の中で、富士市に応援が来るとは思えません。独自に対策を考えているのでしょうか。 民間に委託していたら、市は何が出来るのですか。能登地震を見るにつけ思います。	南海トラフ地震等大規模災害への備えとして、富士市業務継続計画に基づき、市職員が主体となり被害調査のうえ、市の指揮命令により災害協定の締結先や、県を通して全国の自治体による相互支援の仕組みも活用し復旧作業にあたる体制を執っています。	3 今後の参考にするもの
7	技術者を減らさないでほしい。委託業者の業務管理は庁舎の机上で行い、現場を知らない、実務ができない行政は市民の暮らしを守れますか。	現時点では、ウォーターPPP導入に伴う技術職員減の予定はありません。 引き続き、委託業者に対し市職員による現場確認を含めたモニタリングの実施及び工事・修繕の発注監理や、外部研修への参加を実施するほか、災害協定に基づく協定先との合同訓練や、官民連携による新技術導入に取り組むことで、市の技術職員のスキルアップを図るとともに、全体の業務管理を行っていきます。	3 今後の参考にするもの
8	性能発注は、安全性、耐久性、環境配慮は軽視されがちなのは、全国でも様々な民間委託事業でたくさんの失敗例があります。 安い材料や方法で費用を抑えるのは当たり前のこと。私たちの重ねた人生経験からも分かります。仕様発注にすべきです。	安全性などにつきましては、放流水質等の重要項目について、法令基準値を遵守するとともに、更に厳しい目標値を設定し月に一度報告を受け、モニタリングを実施するほか、第三者に委託して業務評価を行い、事業内容を適切に把握していくことで安全性などは確保していきます。	4 反映できない

		また、発注は、国の方針に基づき、管理・更新の一体マネジメント方式となりますが、民間企業の優れたノウハウと技術を発注後も継続的に提案していただくことで、更なる業務の効率化に結び付けるため性能発注としています。	
9	まず水道料金徴収業務はヴェオリア・ジェネッツに委託、そして下水道は既に様々な業者に委託、ついには水道も民営化するのではないかと心配になります。契約期間も10年とか20年とか長いのですから。 下水道事業は儲からない事業なのに、なぜ民間委託なのでしょう。	下水道事業の課題として、施設の老朽化があり、今後20年間で、総延長の3割に当たる300Km余の下水道管が耐用年数である50年を経過することから、日頃からの日常点検が重要であると考えています。その点検作業等を民間事業者に担っていただき、職員は、老朽化した管路施設や処理場施設の大規模な工事を発注することで役割分担をしています。 また、下水道事業は、下水道使用料をもって、事業運営に必要な費用を賄う独立採算制を求められている事業ですが、下水道は、海や河川などの公共用水域の保全等に対する役割を担っていることから、経費の一部について、一般会計より繰入金を受け入れることで、安定的な事業経営が可能となっています。 下水道事業の効率的な事業経営のためにも、民間企業の優れたノウハウと技術を導入することにより、下水道事業資産である下水道施設の適切な維持管理を行っていく必要があることから、今後も官民連携を通じて、公共用水域の保全に努めていきます。	5 その他
10	民間委託業者からの情報の真偽はどうやって確かめるのでしょうか。自動車企業のデータの偽造がいくつかニュースになりました。当然確認が必要です。	委託業者の業務内容について、月に一度報告を受け、モニタリングを実施するほか、第三者に委託して業務評価を行い、事業内容を適切に把握しています。	2 既に盛り込み済み
11	下水処理の管理運転業務の包括業務を受託するウォーターエージェンシーからは企業版ふるさと納税を活用して100万円寄付をしたと富士ニュースに載りました。違法ではなくても市民は疑問に思います。	企業版ふるさと納税を活用した寄付については、包括業務受託者の善意による自主的なものであり、市は関与していません。	5 その他

12	公共下水道事業の独立採算制に反対する。能登半島地震に見られるように、下水の排水管が破損した時に上水道が使えても排水ができない。その結果上水道も使えないことになる。 上下水道は生命維持に第一に必要な公共財です。独立採算制のために民間に援助を求めるのは、行政の責任回避です。東南海地震の際に民間企業は助けてくれるでしょうか。	能登半島地震において、上下水道が利用できない厳しい状況が発生したことについては、本市においても重く受け止めています。 公共下水道事業は、市民生活に欠かせないライフラインを担っていることから、地震等災害対策についても、推進しています。 能登半島地震で発生したマンホールの浮上に対する対策は、令和 13 年度までには完了する計画となっており、令和 7 年度には、下水道総合地震対策計画の見直しも行う予定です。更に、民間事業者などとの災害時における協定も締結しており、毎年、防災訓練も実施しております。 また、下水道事業の課題として、施設の老朽化があり、今後 20 年間で、総延長の 3 割に当たる 300Km 余の下水道管が耐用年数である 50 年を経過することから、日頃からの日常点検が重要であると考えています。その点検作業等を民間事業者に担っていただき、職員は、老朽化した管路施設や処理場施設の大規模な工事を発注することで役割分担をしています。 こうした事業に取り組む上で、安定した下水道事業経営が求められています。 公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業として位置づけられ、下水道使用料等の収入をもって、経費を賄い自立して事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されています。 しかしながら、下水道は、海や河川などの公共用水域の保全等に対する役割を担っていることから、経費の一部について、一般会計からの繰入金を受けています。 その他にも、令和 3 年度から、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスを民間事業者へ売却することで、5,000 万円余の収入を得ており、さらに民間事業者の協力を得た中で、高性能脱水機を導入することで、上昇し続けている汚泥処理費用の軽減を行い、5,500 万円余の経費削減を進めてきました。 今後も、経営基盤の安定化を図り、公共用水域の水質保全、並びに地震等災害に強い下水道事業を目標に進めてまいります。	2 既に盛り込み済み
----	--	--	------------

13	富士市水道局の技術職員が減少していると聞いています。このまま官民連携を維持すると、民間企業の技術職員が業務を肩代わりして、さらに市の技術職員が減ることになる。すると下水道業務内容の把握が困難となり、下水道使用料の値上げなど民間企業の自由に任せることになる。 さらに経営権を市の同意なく他の企業へ譲渡や民間企業の破綻などの問題がある。そして契約期間が10年などの長期になると、解約したとき多額の違約金を支払うことになる。 この取り組みは民営化でなく、所有権は市にあると説明を受ける。しかし災害等で施設が被害を受けたとき、市が多額の費用を捻出して全面的に修理しなければならない。ある意味では、民営化より割が合わない制度である。	下水道事業の課題として、施設の老朽化があります。今後20年間で、総延長の3割に当たる300Km余の下水道管が耐用年数である50年を経過することから、日頃からの日常点検が重要であると考えています。その点検作業等を民間事業者担っていただき、職員は、老朽化した管路施設や処理場施設の大規模な工事を発注することで役割分担をしています。この役割を担っていくためにも、事業に精通した職員の確保が重要であると認識しており、人員の確保に努めています。 しかしながら、新聞報道等にもあるように、技術職員の確保については、全国的な課題となっており、民間事業者の協力を得ながら事業の進捗を図る必要があります。 また、民間事業者の他市における経験等を本市においても、活かしていただいた中で管路等の調査や処理場における機械設備・電気設備の保守を担っていただいています。さらに、民間事業者からの業務内容報告について、月に一度、モニタリングを実施しています。モニタリングを実施することにより、事業内容を適切に把握しています。 本市における委託内容は、あくまでも、維持管理や保守点検など管理業務を民間事業者担っていただくものであり、民営化とは異なります。 ウォーターPPPについては、国の方針に基づき、管理・更新の一体マネジメント方式を採用し、契約期間は、10年となります。今までとは異なる面もあり、契約条項については、現在、コンサルティング業者と契約し、検討を進めています。 民間事業者の協力を得た中で、市との役割分担を図り、効率的な事業運営に努めていきます。	3 今後の参考にするもの
14	PPP導入は利益を追求する企業に事業だけでなく、経営、運営まで任せるものであり大変心配だと思っています。 PPP導入により、議会や行政のチェックはきちんと受けられるのでしょうか。官が行えば赤字の事業を民間企業がやったらどうして黒字になるのでしょうか。	ウォーターPPPは、民間事業者に市の業務の一部を担っていただく委託業務です。国の方針に基づき、管理・更新の一体マネジメント方式を採用した中で期間を10年間とするものであり、事業を民間へ移譲する民営化ではありません。 ウォーターPPPに係る委託業務の	3 今後の参考にするもの

	令和7年度資本的収入の国庫補助金が11億円余りと突出していますが、PPP導入初年度との関係はあるでしょうか。	内容については、毎年度、決算報告等で議会に報告します。行政においては、民間事業者からの業務内容報告について、月に一度、モニタリングを実施し、チェックが行える体制を確保していきます。 民間企業が行えば、黒字になるということではなく、民間企業のノウハウを最大限活用することで、効率的な事業運営に努めていきます。 また、令和7年度における国庫補助金が11億円余となっている主な理由は、管路整備、管路及び処理場の改築事業を補助事業で実施することによるものであり、ウォーターPPPの導入とは関係ありません。	
15	PPP導入特徴の4項目が挙げられています。 ①原則10年の長期契約とありますが、不具合が生じた場合は契約解除や違約金の請求などはないのでしょうか。その際、様々な情報はきちんと公開されるのでしょうか。 ②性能発注とありますが、必要最低限の性能を満たせば利益最優先とされないか心配です。行政チェックは出来るのでしょうか。 ③維持管理と更新の一体マネジメントとありますが、地元管路組合との連携はこれまで通り維持されるのでしょうか。大手企業に利益だけを持っていかれるのは本末転倒です。事業費は市民の税金です。 ④プロフィットシェアとありますが、会計が公表されなければ公平な配分ができる保証はあるのでしょうか。	①来年度、更新を迎える管路及び処理場施設の管理運転業務については、国の方針に基づき、管理・更新の一体マネジメント方式を採用し、契約期間は、10年となります。今までとは異なる面もあり、契約条項については、現在、コンサルティング業者と契約し、検討を進めています。市としては、契約解除及び違約金の条項のほかにも、契約期間が長期にわたることから事業者の経営状況等についても契約条項に含めることなども合せて検討しています。 また、契約に係る情報公開については、市ウェブサイトを通じて行うことになっています。 ②現在も民間事業者からの業務内容報告について、月に一度、モニタリングを実施しています。モニタリングを実施することにより、事業内容を適切に把握しています。 また、管理運転業務を担う事業者とは別に、事業内容の検証を目的として、コンサルティング業者による評価をいただいています。 ③ウォーターPPPの参加資格要件では、公益社団法人日本下水道管路管理組合（静岡県部会）の富士市内に本社がある全社（9社）で構成しているふじのくに下水道管理業組合を構成員として参加させることとしています。 ④プロフィットシェアを設定した項目については、予め定めた目標値と実績値を比較し、目標値との差により金額を算出し精算を行います。	3 今後の参考にするもの

16	ウォーターPPPの導入について 富士市もレベル3.5にレベルアップすることで、ウォーターPPPを導入する方針のようですが、今後も地元管路組合が直接受注できる発注形態を堅持してください。 そして市職員の技術力を確保し、行政が担ってきたチェック機能、更にはそれをチェックする体制を堅持してください。	ウォーターPPPの参加資格要件では、公益社団法人日本下水道管路管理組合（静岡県部会）の富士市内に本社がある全社（9社）で構成しているふじのくに下水道管理業組合を構成員として参加させることとしています。 また、外部研修への参加や、民間企業と市が共同で新技術導入に取り組むことで市職員の技術力確保と業務把握に努めています。	2 既に盛り込み済み
17	決して民間に運営を丸投げすることなく、下水道管路改築等重要なものは、市職員自らが責任をもって行えるようにしてください。現状の市職員の専門的なスキルを継承する人材を育成するためには、まず、人材確保が必要です。 中央病院で医師や看護師を確保するための手法の応用も考えていく必要があるのではないのでしょうか。	処理場や管路の主要施設の修繕や工事、国庫補助事業などの重要業務は市職員が直営で実施しています。また、土木職員の採用要件の緩和や外部研修等を行い、人材確保と技術力の向上に努めていきます。	3 今後の参考にするもの
18	危機管理対策について 下水道使用料の値上げを除けば、市民の望んでいる最優先は、下水道管や処理場施設の耐震化です。具体的な取組では、災害に強い下水道を推進しているようですが、ぜひ一般市民にその成果をしっかりと伝えてください。広報することにより、現場ではさらに前向きに取り組むことになり、市の担当職員が努力して進めてきた富士市の下水道事業を応援する市民をつくるという相乗効果が期待できます。	耐震化事業の取組は、全世帯に配布している広報誌たっぷり上下水道情報局や市ウェブサイト等を利用し、市民の皆様に耐震対策の成果をしっかりと伝えられるよう努めていきます。	3 今後の参考にするもの
19	資料を一応読みましたが、とても厚くて、内容が豊富、数字がたくさん。資料としては立派かもしれませんが、一般市民にはとてもハードルが高いです。資料No.2-1 ぐらいでやっと読む気がしました。	公共下水道事業のマスタープランの改定版となりますので、事業ボリュームが多いことは、ご理解いただきたいと思います。また、できる限り要点をまとめた概要版を作成していますのでご覧ください。	3 今後の参考にするもの
20	下水汚泥リサイクル率 100%は凄いと思います。ごみの問題でもある食品ロス の食品残渣を消化槽に加え消化ガス発生を増やす「地域バイオマス利活用事業」や「太陽光発電事業」は、再生可能エネルギーとして大いに期待できます。もっと市民にお知らせして欲しいです。	再生可能エネルギーの創出や取り組みについては、今後、市のウェブサイトに掲載します。	3 今後の参考にするもの

21	令和 5 年 11 月に市政モニターアンケート調査をして、今後の課題を聞いたようですが、生活に密着した課題なので、もっと多くの市民にも聞いて欲しかったです。市政モニターの皆様は意識の高い市民なので回答率はよかったようですが、回答率は少々悪くてもたくさんの市民の声が届くと思います。	市民へのアンケート調査の目的は、市民ニーズや満足度などを把握し、施策に反映していくために実施するためのものであり、より多数の意見を聞くことで、アンケート調査の精度は高まると認識しています。 今回のアンケート調査の目的は、経営戦略プランの中間年度における改定において、市の考える施策の方向性について確認することが主な目的であったことから、短期間で市民の意見を把握することが可能な「市政モニターアンケート調査」を実施しました。 令和 14 年度から始まる「第二次富士市公共下水道事業経営戦略プラン」においては、対象人数を、前回、平成 29 年度に実施した 1,500 人(18 歳以上・住民台帳から無作為抽出)を対象に実施していきたいと考えています。	3 今後の参考にするもの
22	下水道使用料の徴収率 100%を目指して！今どきのこと、色々な支払いやすさも必要かも。汚泥処理費の一部が税金で賄われていることをもっと市民にお知らせください。	下水道使用料は、水道料金との一体徴収を行っており、納付書による金融機関窓口での納付のほか、口座振替、コンビニ収納、スマートフォン決済が利用できます。 更に、地方税の電子収納「el-tax（エル・タックス）」を活用した公金（税外収入）の電子収納の導入も検討中です。今後、水道事業とともに納付方法の多様化について、費用対効果を考慮して検討していきます。 また、汚水処理費の一部が税金で賄われていることなど、事業全般については、市民に分かりやすく、理解していただけるよう、広報誌や市ウェブサイトなどを活用し、周知に努めていきます。	3 今後の参考にするもの
23	これからの健全な運営を進めるため「包括的民間委託拡大」が新規事業としてありました。民間企業の創意工夫は効率的ですが、民間企業は利益を生むために努力をする会社です。現在も既に民間の力を借りていますが、上水道も下水道も行政が行う公共事業です。いざという時、行政が手も足も出ない状況にならないように職員の教育、技術の継承など堅守してください。 職員の待遇をもっと良くして、人材確保を進めて欲しいです。	処理場や管路の主要施設の修繕や工事、国庫補助事業などの重要業務は市職員が直営で実施しています。 技術職員不足は、全国的な問題ですが、土木職員の採用要件の緩和や外部研修等を行い、人材確保と技術力の向上に努めていきます。	3 今後の参考にするもの

24	公共下水道の正確な台帳整備を優先して調査をして下さい。諸計画樹立の前提として、老朽管布設状況の把握、不明水の把握、地震災害による被害状況の予測把握、特に下水終末処理場が海岸に近い現状からして求められます。	下水道台帳や施設属性情報を電子化した富士市下水道総合管理システムと下水道施設の点検・調査・修繕・改築等の情報を集約した富士市下水道維持管理システムを活用し、下水道施設の調査を進めていきます。	3 今後の参考にするもの
25	民間活力の導入が増加していますが、現状を分析し計画を作る中心となる市の技術職員確保なしには進みません。現状は減少、会計任用職員の増でお寒い状況です。若い職員が少ない状況に危機感をもちます。 各事業の民間委託増はされても、その業務内容の適正なチェックする能力がないと税金の無駄使いになりかねないと心配します。職員増の計画を示してください。	人員計画は作成していませんが、毎年、事業量に沿った適正な職員定数を市へ要望しています。 しかし、建設業及び市においても技術職員の応募が少なく、全国的に採用が難しい状況にあります。市として土木職員の採用要件の緩和や外部研修等を行い、人材確保と技術力の向上に努めていきます。	3 今後の参考にするもの
26	ウォーターPPPの導入について、納得いく説明、資料の提出が求められます。 ①契約期間が長い事の弊害、競争原理が働かないことにより公共サービスの質が低下します。 ②一つの事業者への包括的性能の発注による問題点として、業務のプロセスが分かりにくくなり、価格の上昇やサービス低下が起きても原因が分かりにくくなるのができます。 ③民間事業者がリスク負担できない場合、サービスの途絶、質の低下が起きます。	①国の方針に基づき、管理・更新の一体マネジメント方式を採用し、契約期間は、10年となります。国から交付金をもらうための要件であり、安定的な運営と雇用の継続ができる利点があります。 ②包括委託のメリットは、性能発注方式による民間事業者のノウハウと技術を生かした効率的な業務が期待できることです。価格については物価変動等も考慮し毎年精査して見直しを行います。 ③発注者と受託者のリスク分担は発注仕様書で定義していますが、不測の事態が発生した場合は、対応策を協議のうえ業務の維持継続に努めます。	3 今後の参考にするもの
27	民間事業者が途中で破綻した場合、市の負担が増加する状態が生じます。これら問題が生じた時、財務情報の開示が自治体、審議会、市民に対して保障されているのか。自治体による企業へのモニタリングは保障されているのか検討が求められます。	ウォーターPPPについては、国の方針に基づき、管理・更新の一体マネジメント方式を採用し、契約期間は、10年となります。今までとは異なる面もあり、契約条項については、現在、コンサルティング業者と契約し、検討を進めています。	3 今後の参考にするもの